

令和4年度脱炭素アクション みぞのくち新事業推進補助金

市民一人ひとりの環境配慮型ライフスタイルへの行動変容を促進するため、脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」において事業者・団体等が展開する**脱炭素化に資する優れた事業**の実施にかかる経費を助成します。

○募集期間

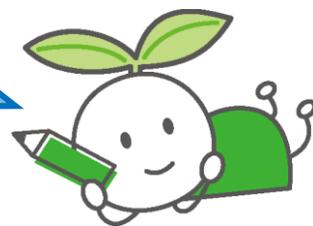
令和4年4月1日（金）～令和4年6月17日（金）



補助率
1 / 2

補助限度額
100万円

高津区を中心に実施する、脱炭素化に資する製品又はサービスの**制作、提供、啓発**が対象です♪



※ 詳しい要件等は裏面及び詳細ページの公募要領を御覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000138528.html>

○問合せ・申請先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎17階

川崎市環境局脱炭素戦略推進室 協働推進担当

TEL : 044-200-3871

FAX : 044-200-3921

Email : 30dtanso@city.kawasaki.jp



制度の詳細

<p>補助対象事業 ※すべての条件を満たすものに限り</p>	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素化に資する製品又はサービスの制作、提供、啓発等に関する事業であり、市民の環境配慮型ライフスタイルへの行動変容を促進する新たな事業 高津区内を中心に実施される事業又は同区内で先行的若しくは優先的に実施される事業 市民が気軽に利用、参加できる事業
<p>補助対象者</p>	<p>高津区内において脱炭素に向けた取組を実施または予定している事業者・団体等</p>
<p>対象経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 報償費（謝礼金等） 製品開発費 製品制作・購入費 サービス提供料 調査研究費 委託料 広報費 通信運搬費 使用料・賃借料 その他経費 
<p>対象にならない経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費税及び地方消費税相当額 人件費（報償費及び調査研究費に該当するものを除く。） 旅費 経常的な使用料・賃借料 ランニングコストへの充当（アプリの維持管理費等） 手数料 取組に直接関係のない机・椅子等の備品、事務用品等の消耗品費 PC、タブレット等の汎用性が高く目的外使用になりうる物品の購入費

〇スケジュール

